

軽自動車税(種別割)について

軽自動車税(種別割)を納める人

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に1年分(全期)が課税されます。

軽自動車税(種別割)は自動車税と違い4月2日以降に名義変更や廃車の手続きを行っても税金は1年分を納めていただくことになります。

軽自動車税(種別割)は登録してある市町村が課税しますので、他の市町村へ転出をした時は登録の変更が必要です。

手続きの場所

原動機付自転車(50cc から 125cc までのバイク)、小型特殊自動車、ミニカー

掛川市役所市税課

電話: 0537-21-1138

大東支所市民窓口係

電話: 0537-72-1118

大須賀支所市民窓口係

電話: 0537-48-1003

8:30～17:15

8:30～19:00(木曜日)

125cc を超え 250cc 以下の軽二輪、250cc を超える二輪の小型自動車

浜松自動車検査登録事務所

電話: 050-5540-2052

8:45～11:45 13:00～16:00

三輪、四輪の軽自動車

軽自動車検査協会

電話: 050-3816-1777(コールセンター)

8:45～11:45 13:00～16:00

納期

軽自動車税(種別割)の納期は、6月5日です。

※納期限日が土曜日・日曜日または祝祭日の場合は翌営業日

〒436-8650

静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 市税課 市税総務係

電話:0537-21-1138